

帯広市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第19号

帯広市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

帯広市建築基準法施行条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「同項の表の(二)に該当する建築物にあつては、同表(三)の当該欄に掲げる割合」を「規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める割合に積雪荷重を考慮したもの」に改め、同条第2項中「同項の表2の第43条第1項の表の(二)に掲げる建築物に該当する建築物にあつては、同表の第43条第1項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物の当該欄に掲げる数値」を「規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める基準に積雪荷重を考慮したもの」に改める。

第20条を次のように改める。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第20条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱について、当該増築又は改築により構造耐力上支障がないと市長が認めるときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径に対しては、同項の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により前条各項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径及び軸組に対しては、同条各項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までに工事に着手する地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下の木造の建築物(延べ面積が300平方メートルを超えるものを除く。)については、この条例による改正後の帯広市建築基準法施行条例第19条に規定する基準によることとするための設計の変更に時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、この条例による改正前の帯広市建築基準法施行条例(次項において「改正前の条例」という。)第19条に規定する基準によることができる。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により改正前の条例に規定する基準によることができるとされる基準に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。